

## 外国人住民のための電話による無料専門相談

- ① 弁護士による専門相談  
生活に関する法律相談に弁護士が電話で応じます。
  - ② 行政書士による専門相談  
出入国・在留、国籍などの手続きに関する相談に行政書士が電話で応じます。
- 秘密は守ります。お気軽にご相談ください。

■対 象 福島県に住んでいる外国人またはその家族

■相談時間 ① 一人1時間以内  
② 一人30分以内

■相 談 料 無料（電話の通話料は相談者の負担となります。）

■申込方法 申込書に記入のうえ、Eメール、FAX、郵送又は持参によりFIAに提出してください。

※ 申込書は、FIAのホームページからダウンロードするか、FIAに請求してください。

■受付時間 火曜日～土曜日 8:30～17:15  
※日・月・祝日・年末年始12/29～1/3を除きます。

■相談日時 申込書を受け付けてから決めます。

■相談回数 一人1回まで

■申込み・問合せ先

公益財団法人福島県国際交流協会（FIA：Fukushima International Association）

〒960-8103 福島市舟場町2-1 福島県庁舟場町分館2階

TEL：024-524-1316 FAX：024-521-8308

Email：ask@worldvillage.org

URL：<https://www.worldvillage.org/life/>

